

環境省の所管する競争的研究資金制度における不適正経理に係る  
研究費の執行停止等に関する規程

平成17年 3月22日  
改正 平成19年 4月20日  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
総合環境政策局  
地球環境局

(目的)

第1条 この規程は、環境省の所管する競争的研究資金制度において不適正な経理処理が発生した場合及び不正受給が発生した場合における当該研究者等に対する研究費の執行の停止及び申請資格の制限に関し定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「環境省の所管する競争的研究資金制度」とは、廃棄物処理等科学研究費補助金、環境技術開発等推進費、地球環境研究総合推進費及び地球温暖化対策技術開発事業をいう。
- (2)「不適正な経理処理」とは、環境省の所管する競争的研究資金制度における研究費を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費を支出した場合、その他法令等に違反して研究費が支出された場合等をいう。
- (3)「不正受給」とは、偽りその他不正な手段により環境省の所管する競争的研究資金制度における研究費を受給した場合をいう。
- (4)「研究者等」とは、環境省の所管する競争的研究資金制度における研究(以下「環境研究・技術開発」という。)に参加する研究者(廃棄物処理等科学研究費補助金における次世代廃棄物処理技術基盤整備事業については申請する法人)をいう。

(研究費の執行停止及び申請資格の制限)

第3条 環境省は、不適正な経理処理に関与し、又は不適正な経理処理に関し管理・監督上重大な責任があると認められる研究者等(以下「不適正経理処理に関与した研究者等」という。)について、次に掲げる期間、研究費の執行を停止させ、かつ環境省の所管する競争的研究資金制度への申請資格の制限(以下「研究費の執行停止等」という。)を行う。ただし、不適正経理処理に関与した研究者等の研究課題に係る研究に参加した他の研究者等の研究費については、研究の進捗状況及び今後の研究の成果等を勘案して決定することができる。

研究費の執行停止等を行った日以降で、その日の属する年度及び翌年度以降2年以上5年以内の間で不適正な経理処理の内容等を勘案して相当と認められる期間

2 前項に規定する「相当と認められる期間」は、別表に掲げるとおりとする。

3 環境省は、不正受給をした研究者又は当該不正受給に共謀した研究者（以下「不正受給に関与した研究者等」という。）について、次に掲げる期間、研究費の執行停止等を行う。

研究費の執行停止等を行った年度の翌年度以降5年間

（通知及び公表）

第4条 環境省は、前条第1項及び第3項の規程により研究費の執行停止等を行う場合には、不適正経理処理に関与した研究者等及び不正受給に関与した研究者等に対し、不適正な経理処理及び不正受給の内容、研究費執行停止の期間、申請資格制限の期間等につき文書により通知するものとする。

2 環境省は、前項に規定する事項を通知したときは、当該通知の内容を速やかに公表するものとする。

（研究費の返還）

第5条 環境省は、不適正な経理処理により使用された研究費及び不正受給された研究費を執行又は保有している受託機関の代表者又は補助事業者に対し、当該研究費について期限を定めて返還させるものとする。

（雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、不適正な経理処理が発生した場合及び不正受給が発生した場合の取扱いについては、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年3月22日から実施する。ただし、施行日以前に、この規程における「不適正経理処理に関与した研究者等」に相当する研究者等については、環境省が研究者等に対し処分の通知を行った日を研究費の執行停止等を行った日とみなして、この規程に掲げる期間に準じて申請資格の制限を行うものとする。

附 則

この規程は、平成19年4月20日から実施する。ただし、施行日以前に、この規程における「不適正経理処理に関与した研究者等」及び「不正受給に関与した研究者等」に相当する研究者等については、環境省が研究者等に対し処分の通知を行った日を研究費の執行停止等を行った日とみなして、この規程に掲げる期間に準じて申請資格の制限を行うものとする。

別 表

不適正な経理処理	相当と認められる期間
1 環境研究・技術開発に関連する研究の遂行に使用した場合	2年
2 環境研究・技術開発に関連しない研究の遂行に使用した場合	3年
3 研究に関連しない用途に使用した場合	4年
4 虚偽の請求に基づく行為により研究費を支出した場合	4年
5 1から4にかかわらず、研究者の経済的利益を得るために使用した場合	5年

(注) 単純な事務処理の誤りであったと認められる場合についてはこの限りではない。